

承認第3号

専決処分事項の承認について

橋本市都市計画税条例の一部を改正する条例について、急施を要するため、
地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき、別紙のと
おり市長において専決処分したので、同条第3項の規定により議会に報告し、
承認を求める。

平成28年6月13日 提出

橋本市長 平木 哲朗

専決処分について

橋本市都市計画税条例の一部を改正する条例について、急施を要するため、
地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のと
おり市長において専決処分する。

平成 28 年 3 月 31 日 専決

橋本市長 平木 哲朗

橋本市都市計画税条例の一部を改正する条例

橋本市都市計画税条例(平成18年橋本市条例第72号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(納稅義務者等)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項の「価格」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格(法第349条の3第10項、第12項、第24項、第31項まで、又は第34項の規定の適用を受ける土地又は家屋にあっては、その価格にそれぞれ当該各項に定められた率を乗じて得た額)をいい、前項の「所有者」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税について法第343条において所有者とみなされる者をいう。</p>	<p>(納稅義務者等)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項の「価格」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格(法第349条の3第10項から第12項まで、第23項、第24項、第26項、第28項又は第30項から第33項までの規定の適用を受ける土地又は家屋にあっては、その価格にそれぞれ当該各項に定められた率を乗じて得た額)をいい、前項の「所有者」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税について法第343条において所有者とみなされる者をいう。</p>

う。)を超える場合には、当該宅地等に係る平成27年度から平成29年までの各年度分の宅地等に係る当該商業地の都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合は、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

4 附則第2項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成27年度から平成29年までの各年度分の宅地等に係る当該商業地の都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合は、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下ものに係る平成27年度から平成29年までの各年度分の都市計画税の額は、附則第2項の規定にかかる前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等の都市計画税について法第349条の3(第19項を除く。)が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第20項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を満たない場合には、附則第2項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

6 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成27年度から平成29年までの各年度分の都市計画税の額は、附則第2項の規定にかかる前年度分の都市計画税の額

う。)を超える場合には、当該宅地等に係る平成27年度から平成29年までの各年度分の宅地等に係る当該商業地の都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第20項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合は、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

4 附則第2項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成27年度から平成29年までの各年度分の宅地等に係る当該商業地の都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第20項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合は、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成27年度から平成29年までの各年度分の都市計画税の額は、附則第2項の規定にかかる前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等の都市計画税について法第349条の3(第20項を除く。)が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第20項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を満たない場合には、附則第2項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

6 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成27年度から平成29年までの各年度分の都市計画税の額は、附則第2項の規定にかかる前年度分の都市計画税の額

<p>都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。)又は法附則第15条から第19項までの規定に定める率を乗じて得た額)を、当該額にこれらとの規定に定める当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等調整都市計画税額」という。)とする。</p> <p>(農地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p>	<p>7 農地に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第20項を除く。)又は法附則第15条から第19項までの規定に定める率を乗じて得た額)を、当該額にこれらとの規定に定める当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等調整都市計画税額」という。)とする。</p> <p>(農地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p>
<p>7 農地に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。)又は法附則第15条から第19項までの規定に定める率を乗じて得た額)を、当該額にこれらとの規定に定める当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「農地調整都市計画税額」という。)を超える場合は、当該農地調整都市計画税額とする。</p>	<p>8 略</p> <p>9 法附則第15条第1項、第13項、第17項、第20項、第21項、第23項、第24項、第26項、第32項、第34項又は第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第30項から第33項まで」とあるのは「若しくは第30項から第33項まで」とする。</p> <p>10 略</p>

附 則
(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の橋本市都市計画税条例の規定は、平成28年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成27年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。